

県管理河川における主な課題

平成29年5月30日



平成28年8月 北海道・東北豪雨を踏まえた課題・対応

平成28年8月 北海道・東北豪雨を踏まえた主な課題

課題1:水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

課題2:河川管理施設の効果の確実な発現

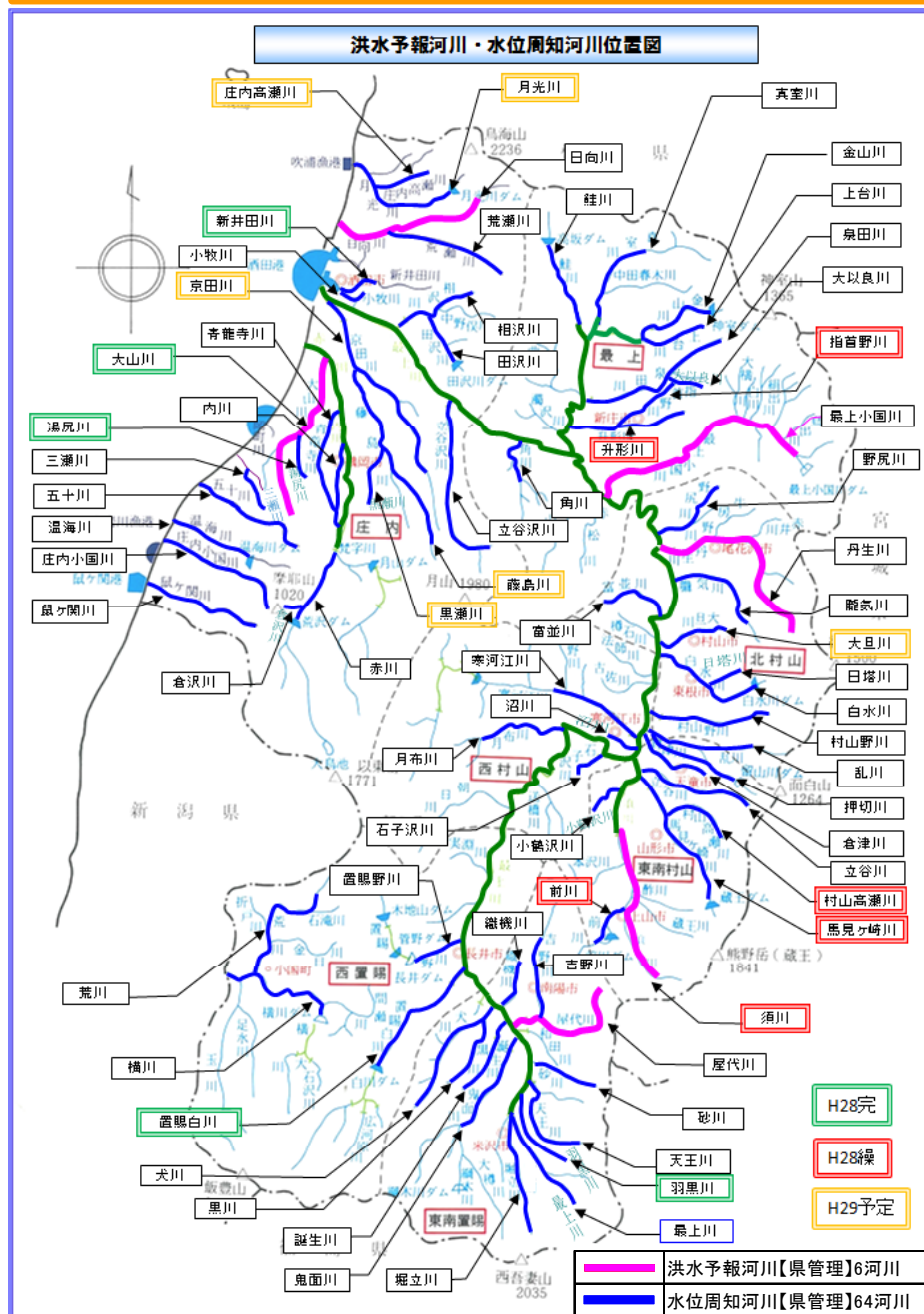
課題に対する対応

対応1-①:想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域設定の推進

1-②:タイムラインの作成およびホットラインの推進

対応2:河川流下能力向上計画に基づく減災に向けた取組の推進

対応1-①: 想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域設定の推進



洪水浸水想定区域の設定

最上川上流エリアの対象河川

洪水予報河川： 1河川

水位周知河川： 9河川

H28実施河川： 1河川(水位周知河川)

H29年度以降、残り9河川について洪水浸水想定区域設定を推進する。

H29年度は、月光川、庄内高瀬川の洪水浸水想定を実施。

対応1-②:タイムラインの作成およびホットラインの推進

急激な水位上昇等による要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生(岩手県小本川)

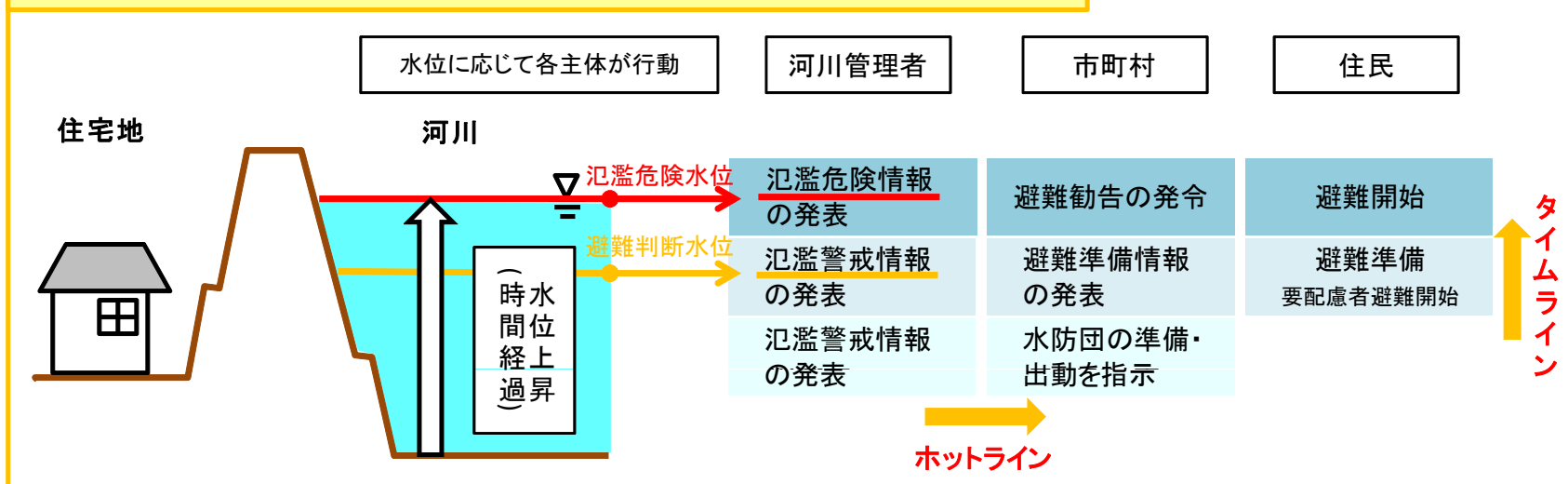
(現状と課題)

○小本川沿川地域で避難勧告が出ていなかった。

- ・県から情報が首長に伝わっていなかった。
- ・首長に対する技術的な支援がなかった。(水位の上昇が早く臨機な対応ができなかった。)

○都道府県管理河川でも
ホットラインの構築が必要

避難勧告等の発令に着目したタイムラインとホットラインのイメージ



ホットライン

山形県では、ホットラインの活用を促す国からの通知(H20. 7月)を受け、総合支庁から市町村の防災担当課長を通して市町村長に対し河川の状況等の情報提供を行っていた。

平成29年度「山形県水防計画書」にホットラインの取組を位置付け、出水時の取組を推進する。

タイムライン

洪水予報河川6河川を対象に、平成29年度以降タイムラインの作成を推進する。

対応②: 流下能力向上計画に基づく減災に向けた取組の推進

箇所選定基準と目標

(1) 沿川区分

治水上の影響度合いに応じて、沿川区分を下記のとおり設定する。

| 沿川区分 | 設定の考え方 |
|----------|---|
| 市街地(A) | 家屋や商業施設、工業施設等が密集し、河川の氾濫により甚大な被害が想定される地域 |
| 市街地近郊(B) | 家屋等が点在し、河川の氾濫により大きな被害が想定される地域 |
| その他(C) | 上記以外の地域 |

(2) 配慮すべき箇所

氾濫が発生した場合、重大な影響を及ぼす箇所や治水上のネック箇所として、対策において配慮すべき箇所を下記のとおり設定する。

| 配慮すべき箇所 | 設定の考え方 |
|---------------------|---|
| 要配慮者利用施設に影響のある箇所(要) | 河道内の堆積土や支障木により流下能力が著しく低下しており、洪水時に越水や溢水等が発生した場合、下流に位置する要配慮者利用施設に影響を及ぼす箇所 |
| 洪水被害を受けやすい屈曲部(屈) | 内岸側の堆積土や支障木により流下能力が上下流に比べ著しく低下しており、洪水時に越水や溢水、河岸侵食等の危険性がある箇所 |
| 流木が引っかかりやすい橋梁部(橋) | 橋梁付近の堆積土や支障木が河積を阻害しているため、洪水時に流木等が集積しやすく、越水や溢水等の危険性がある箇所 |

(3) 選定基準と目標

上記(1)(2)の区分に応じ、選定基準と目標を下記のとおり設定する。

| 沿川区分・配慮すべき箇所 | 選定基準 | 目標 |
|---|------------|-----------------|
| 市街地(A) 要配慮者利用施設に影響のある箇所(要) | 河道閉塞率 10%超 | 河道閉塞率を 5%以下とする |
| 市街地近郊(B) 洪水被害を受けやすい屈曲部(屈) 流木が引っかかりやすい橋梁部(橋) | 20%超 | 河道閉塞率を 10%以下とする |
| その他(C) | 30%超 | 河道閉塞率を 15%以下とする |

(4) 対策実施延長

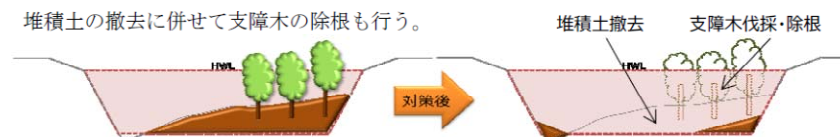
上記の選定基準に基づき、堆積・繁茂区間 518 kmのうち、160 km (約 190 箇所)で対策を実施する。〔県管理河川延長の 5.7%〕

県管理河川のうち **160km(約190箇所)**を対象に、H29～H33の5ヶ年で堆積土・支障木対策を実施する。

阻害要因別の対策パターン

①主に小規模河川で堆積土と支障木が河積を阻害している箇所

堆積土の撤去に併せて支障木の除根も行う。



②主に中規模河川で高水敷等の支障木が河積を阻害している箇所

支障木の伐採のみでは根が残り、5年程度で樹木が再生するため、対策が困難な中州や、河川の構造上、弱点となる屈曲部、橋梁部では、併せて除根も行う。



③主に中規模河川で低水路の堆積土が河積を阻害している箇所

堆積土の撤去にあたっては、全量の掘削は行わず、自然環境や浸水利用にも配慮する。



④上記②③の要因が合わさり河積を阻害している箇所

②③の対策を組み合わせる。

対策スケジュール

下記スケジュールに基づき、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 ヶ年で対策を実施する。

| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
|-------|------|---------------------------|----------------------|-----|-----------|-----|
| 計画実施 | 計画策定 | 堆積土・支障木対策の実施 | | | | |
| 状況把握 | | ドローン等による対策箇所の状況把握 | | | | |
| 検討会 | | PDCAサイクルによる、対策手法・効果の評価・検証 | | | | |
| マニュアル | | 対策マニュアル(案)作成 | 対策マニュアル(案)の妥当性の評価・検証 | | 対策マニュアル作成 | |

今後の進め方(案)

